

免許状の種類と必要な最低修得単位数(H30年度以前入学生適用)

免許状の種類: 小学校教諭二種免許状(児童教育学科)

基礎資格 短期大学士

最低修得単位	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
教育職員免許法施行規則で定める最低修得単位数	4	31	2
本学における最低修得単位数	8	54(情報機器演習2単位は除く)	最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて2単位以上

免許状の種類: 幼稚園教諭二種免許状(児童教育学科)

基礎資格 短期大学士

最低修得単位	教科に関する科目	教職に関する科目
教育職員免許法施行規則で定める最低修得単位数	4	27
本学における最低修得単位数	9	10(情報機器演習2単位は除く)

免許状の種類: 栄養教諭二種免許状(生活科学科食物栄養学専攻)

基礎資格 短期大学士・栄養士

最低修得単位	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
教育職員免許法施行規則で定める最低修得単位数	2	12
本学における最低修得単位数	2	18(情報機器演習2単位は除く)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許状の種類	法令で定める単位数	本学における最低修得単位数
幼稚園教諭二種免許状	日本国憲法2単位 体育2単位 外国語コミュニケーション2単位 情報機器の操作2単位	日本国憲法2単位 体育講義1単位 体育実技1単位 英語演習・フランス語演習・中国語演習・韓国語演習のいずれかのI・II 4単位 情報機器演習2単位
小学校教諭二種免許状		
栄養教諭二種免許状		